

(公印・契印省略)

総基料第61号
令和6年3月29日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長
今川 拓郎

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、令和2年10月に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月25日策定。以下「ガイドライン」という。）に基づく代替性検証の対象となり、検証の結果「接続との代替性なし」とされた。

その後、令和3年6月及び令和5年3月に、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）及びモバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態（以下「IMS接続」という。）の状況等を踏まえ、再度「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施し、検証結果は「評価保留」とされている。

今般、プレフィックス自動付与機能及びIMS接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、改めて「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施したところ、その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている。また、同機能を利用する上での特段の制約的条

件は認められない。ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。

また、貴社はプレフィックス自動付与機能による接続に付随して緊急通報等をコストベースの卸役務で提供していることから、貴社と接続した電気通信事業者はモバイル音声卸の提供を受ける場合と実質的に同様の役務をエンドユーザに対して提供可能となっている。

さらに、プレフィックス自動付与機能による接続の導入後、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、同機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、令和3年6月の検証以降はモバイル音声卸の標準料金の大幅な変更は見られない。また、令和3年6月の検証において指摘された貴社とMVNO間の情報の非対称性については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。令和5年6月施行）等の整備により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。

また、プレフィックス自動付与機能について、一部のMVNOから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にMVNO側で回避できないことが課題として指摘されており、貴社においては、MVNOから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。

IMS接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と同等となるものの、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であること及び接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定期間を要する見込みであることを踏まえれば、当該接続形態の存在が卸交渉の適正化に寄与しているかを判断することは困難である。

以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。

なお、ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

・プレフィックス自動付与機能については、貴社のIMSと接続相手が調達した音声交換機とを接続することとなるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については①中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、②接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）であること、③MVNOが貴社と直接接続協定を締結すること等を踏まえれば、一定程度の同等性が確保されていると考えられる。また、特段の制約的条件は認められない。

- ・ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の縮小が見込まれることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視することが必要と考えられる。
- ・IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり、現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、同機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、貴社は同機能による接続に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- ・IMS接続については、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中であることから、現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難である。

c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- ・プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸標準料金は一定程度低廉化しているが、令和3年6月の検証以降は低廉化していない。
- ・また、令和3年6月の検証において指摘された貴社とMVNO間の情報の非対称性については、令和4年電気通信事業法改正等により、特定卸電気通信役務について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点においては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できないことから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが必要と考えられる。
- ・IMS接続については、一部の事業者との間で接続することに合意したが、他の事業者との間では引き続き協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- ・プレフィックス自動付与機能について、一部のMVNOから、中継事業者の設備において障害が発生した場合にMVNO側で回避できないことが課題として指摘されており、MVNOから解決策について要望があった場合には協議に応じることが適当である。
- ・IMS接続について、一部の事業者との間で接続することに合意したが、相互接続

の開始までに一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

以上